

# CRM-03：身体的拘束の実施率

## 1. 計測の意義

身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとされています。施設や医療機関などで、患者を、「治療の妨げになる行動がある」、あるいは「事故の危険性がある」という理由で、安易にひもや抑制帯、ミトンなどの道具を使用して、患者をベッドや車椅子に縛る等の身体的拘束は慎むべきものです。

## CRM-03：身体的拘束の実施率

### 2. 集計期間・提出期限

集計期間	提出期限(予定)
25年10月1日～12月31日 26年 1月1日～ 3月31日	7月31日(金)*
26年 4月1日～ 5月31日	10月30日(金)

\* 7月31日までにご提出が難しい場合は、10月30日までにとまとめてご提出ください。

**今年度は、26年6月1日～9月30日までの計測は不要です。**

(診療報酬改定の影響をふまえ、今年度は改定前の定義・手順で運用するため、集計期間を調整しています)

# CRM-03：身体的拘束の実施率

## 3. 指標定義・使用データ (DPC様式1)

### <定義・計算式>

$$\text{計測値(\%)} = \frac{\text{分母のうち、身体的拘束日数の総和}}{\text{退院患者の在院日数の総和}} \times 100$$

### <使用するデータ>

DPC様式1	DPC様式3	入院EF統合 ファイル	外来EF統合 ファイル	サーベイランス	その他
○					

# CRM-03：身体的拘束の実施率

## 4. 計測手順 (DPC様式1)

### 1) 分母

手順	使用データ	参照する変数	作業
1	様式1	A000030-1 退院年月日	集計期間に退院した患者を抽出する。 ※ 入院年月日が2024年6月1日以降の場合が対象。
2	様式1	・ A000030-1 退院年月日 ・ A000020-1 入院年月日	1の患者の在院日数※の総和を分母とする。 ※ <u>在院日数 = 退院年月日 - 入院年月日 + 1</u>  なお、在院日数を親様式1の「様式1開始日」「様式1終了日」を用いて算出してもよい。

### 2) 分子

手順	使用データ	参照する変数	作業
1	様式1	A004050-2 身体的拘束日数*1	分母のうち、身体的拘束日数*1の総和を分子とする。

\*1 同一日に複数回の身体的拘束及び解除が繰り返されても、1日として日数単位で記入すること。

## CRM-03：身体的拘束の実施率

### 4. 計測手順（補足）

身体的拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を指す。

Q：身体的拘束は具体的にどのような行為か。

A：身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限であり、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る等はすべて該当する。ただし、移動時等に、安全確保のために短時間固定ベルト等を使用する場合については、使用している間、常に、職員が介助等のため、当該患者の側に付き添っている場合に限り、該当しないものとして取り扱うこと。

(2025年度「DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）」実施説明資料」より引用)

# CRM-03：身体的拘束の実施率

## 5. よくある質問(FAQ)：DPCデータで計測する場合 1/2

最新の「よくある質問(FAQ)」は、オフィシャルサイト([https://jq-qiconf.jcqhc.or.jp/event/kashika\\_project\\_2026/](https://jq-qiconf.jcqhc.or.jp/event/kashika_project_2026/))にて随時更新・掲載します。指標ごとのFAQに加え、全指標共通のFAQも掲載していますので、あわせてご参照ください。

管理番号	4質問(Q)		回答(A)	更新日
TN250926	分母/ 分子	様式1を用いる場合、入院日が集計期間よりも前の患者も対象になるという理解でよいか。 その場合、 分母：集計期間前の入院期間も含めた在院日数 分子：集計期間前の入院期間に実施した身体的拘束も含めた実施日数 という理解でよいか。	はい。集計期間前に入院した患者も含まれます。ただし、当該指標の場合は、DPC退院患者調査の入力要領に従い、「入院年月日が2024年6月1日以降」であり、集計期間に退院した患者が対象となります。	26.06.03
TN250915	分母	対象患者は精神科や小児病棟、NICUの入院患者も含まれますか。	はい。医科保険で入院料を算定し、様式1が作成される患者は、精神科、小児病棟、NICU等の入院患者であっても対象に含めます。具体的な様式1の作成対象については、当該年度のDPC退院患者調査の実施説明資料をご確認ください。	26.06.03
TN260055	分母	対象患者は保険診療の対象とならない新生児も含まれますか。	いいえ。医科レセプトを使用しない自費診療のみの患者など、様式1の作成対象外となる患者は、本指標のDPC計測では対象外です。	26.06.03

# CRM-03：身体的拘束の実施率

## 5. よくある質問(FAQ)：DPCデータで計測する場合 2/2

管理番号	4質問(Q)		回答(A)	更新日
TN250948	分子	身体的拘束にあたる行為の一覧表はありますか。また、センサー類、4点柵、ベビーコットなどは身体的拘束に該当しますか。	該当行為を網羅した一覧表は作成していません。本プロジェクトでは、身体的拘束の定義を診療報酬制度およびDPC退院患者調査の定義に準拠して扱います。すなわち、抑制帯等、患者の身体または衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を指します。個別の用具や場面が身体的拘束に該当するかは、当該定義および院内基準に照らしてご判断ください。判断に迷う場合は、厚生労働省担当部局へご確認ください。	26.05.22

# CRM-03：身体的拘束の実施率

## 6. 参照値 (25年度可視化プロジェクト計測結果：24年10月-25年9月・様式1)

	全施設	200床未満	200床～399床	400床～599床	600床以上
施設数	370	81	128	99	62
平均値	6.58	7.12	6.73	6.56	5.58
最大値	45.00	25.68	45.00	17.47	24.07
75 <sup>th</sup> -センチル	9.41	10.29	10.07	9.80	7.42
中央値	4.93	5.97	4.83	4.67	4.95
25 <sup>th</sup> -センチル	2.58	1.94	2.53	2.86	3.16
最小値	0.00	0.00	0.02	0.01	0.32

# CRM-03：身体的拘束の実施率

## 7. 参考資料

- 2025年度DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料  
[https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/setumei\\_20250530.pdf#page=68](https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/setumei_20250530.pdf#page=68)